

発委第1号

日出町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

日出町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 3 月 1 8 日 提 出

提出者 議会運営委員会

委員長 池 田 淳 子

日出町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

日出町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年日出町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「、報酬、福利厚生」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第 3 1 条第 2 項中「この章及び第 4 8 条において」を削る。

第 3 2 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 3 8 条第 1 項中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 4 8 条において」を削る。

第 3 9 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 4 7 条中「第 4 章」を「前章」に改める。

第 4 8 条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第 5 3 条、第 5 4 条及び第 5 5 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 3 条、第 5 4 条及び第 5 5 条の改正規定は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

理 由

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を整備したいので提出する。